

福岡市立高等学校文化大会出場補助金交付要綱

(通 則)

第1条 福岡市立高等学校が、文化大会に出場するに際して交付する、文化大会出場補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、福岡市補助金交付規則（昭和41年規則第35号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目 的)

第2条 この補助金は、市立高等学校生徒（市立特別支援学校高等部生徒を含む。以下同じ。）が本県以外の地で開催される文化大会に出場する場合において、その経費の一部を補助し、もって市立高等学校文化・芸術活動の振興を図ることを目的とする。

(対象となる文化大会)

第3条 この補助金の対象となる文化大会は、次の各号に掲げる団体が主催し（第1号及び第2号については共催を含む）、高等学校生徒を主たる対象とする文化・芸術（体育以外の教科活動を含む）に関する全国大会又は九州大会（以下「大会」という。）とする。

- (1) 文部科学省
- (2) 全国高等学校文化連盟
- (3) 全国商業高等学校協会
- (4) 九州地区商業高等学校長協会
- (5) 全国工業高等学校長協会
- (6) 産業教育振興中央会
- (7) その他上記に準ずる公的学校教育関係団体（但し事前の協議を要する）

(補助対象経費)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費は、前条の大会出場にかかる交通費、大会参加料、宿泊費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、大会出場の生徒数に別表に掲げる額を乗じた額とする。

(申請手続き)

第6条 市立高等学校及び市立特別支援学校の校長（以下「校長」という）は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、大会開催の20日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 大会開催要領
- (2) 出場生徒及び引率者名簿
- (3) 大会出場日程
- (4) 大会出場経費収支予算書

(交付決定の通知)

第7条 市長は、補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上交付決定を行い、交付決定通知書を校長に送付するものとする。

(実績報告)

第8条 校長は大会終了後、速やかに実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 成果を証する書類
- (2) 大会出場経費収支決算書

(補助金の額の確定等)

第9条 市長は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の審査を行い、その報告に係る大

会出場の実施結果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、校長に通知する。

(交付決定の取り消し等)

第10条 市長は、次の各号に掲げる場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 大会が中止された場合又は大会の出場を中止し若しくは大会出場の人数が減少した場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 補助金の交付に関して不正、怠慢その他不適当な行為があった場合
- (4) 福岡市補助金交付規則又はこの要綱に違反した場合

2 市長は、前項の取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月11日から施行する。

(実施期間)

2 この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

別表（第5条関係）

大会開催都道府県名	1人当たり交付金額 全日制生徒
北海道、青森、岩手、秋田、山形	30,000円
宮城、福島、新潟、沖縄	20,000
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川 山梨	16,000
富山、石川、福井、長野、静岡、愛知、三重	14,000
岐阜、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山 鳥取、岡山、徳島、香川、高知	12,000
島根、広島、愛媛、宮崎、鹿児島	10,000
山口、佐賀、熊本、大分、長崎	6,000